

東松島市公立学校運動施設使用申請の仕方について

東松島市公立学校運動施設の利用にあたり、利用側と許可側（東松島市教育委員会）相互の利便性とスムーズな事務手続きを考慮し、下記の要領で申請手続きをお願いします。

◎施設使用申請について

学校運動施設の使用に関しての窓口は東松島市役所大溜分庁舎にありますスポーツ振興班となっております。施設の空き状況の照会及び使用許可申請についてはスポーツ振興班窓口で直接申請手続きをお願いします。

許可書発行まで毎月の流れ	
19日 まで	市役所スポーツ振興班で使用許可申請を行ってください。 (19日までに申請がなかった場合は仮予約状態を外し、20日以降一般団体へ貸出しを行います。)
20日 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に申請を行っていた団体は、市役所スポーツ振興班で許可書の受け取りとなります。(午前8時30分～午後5時15分まで) ・許可書にて、使用可能か確認し、日にち・時間を間違えず使用してください。 ※必ず利用日前には、許可書の受取りをお願いいたします。
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・20日以降にも使用申請を行っていただけます。新規申請、使用日の追加など受付しています。 ・20日以降の翌月分の申請に関しては、その場での許可書の発行となります。
注意 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・予め希望として申請書を出していただけますが、学校側からの回答次第では、使用できない日がありますことをご了承願います。 ・許可後に取り下げをお願いする場合がありますので予めご了承ください。 ・申請に際しては、確実に利用する日のみの申請をお願いいたします。 <p><u>原則使用する1週間前には申請をよろしくお願いいたします。</u></p>

3ヶ月分の申請範囲と申請できる日												
使用する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請できる日	2月20日以降			5月20日以降			8月20日以降			11月20日以降		

使用するにあたり・・・

小中学生の教育の現場でもありますので、許可書に示した許可条件・指示事項を守り、次の方が気持ち良く使用できるよう務めて下さい。

ルールを守れない場合は、許可の取り下げを求めるほか、定期利用から外させていただくこともありますので、団体内で注意事項の共有をお願いいたします。

問い合わせ：東松島市役所生涯学習課スポーツ振興班 TEL82-1111（内線3857）まで